

**平成30年度**

**事業計画**

**(平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日)**



# 平成30年度北見市社会福祉協議会事業計画

## 1 基本方針

国においては、平成29年12月に「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する方針」を示し、今後、すべての自治体において地域共生社会の実現に向けた総合的な取り組みを推進することとしました。そして、その方針を具現化するための相談支援機関として社会福祉協議会や地域包括支援センター、生活困窮者自立支援センターなどを位置づけましたが、このことは地域福祉の中心的な担い手である社会福祉協議会の役割が、今後ますます高まることを意味しています。

こうした国における福祉施策の動向を受け、全国社会福祉協議会は昨年「社協・生活支援活動強化方針」を取りまとめ、今日の地域における深刻な生活課題や社会的孤立といった地域福祉の課題に応える社会福祉協議会の事業・活動の方向性と具体的な事業展開のあり方について提示しました。

この強化方針では、あらゆる生活課題への対応と地域のつながりの再構築に向けた各社協の事業・活動を進めるためのアクションプランとして、①アウトリーチの徹底、②相談・支援体制の強化、③地域づくりのための活動基盤整備、④行政とのパートナーシップを掲げ、各社協の本来の役割を踏まえ、さらなる事業・活動の推進を図ることとしています。

こうした国や全国社会福祉協議会の動きの背景には、本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化の加速化といった課題がありますが、全道一広大な行政面積を有し、しかも積雪寒冷という厳しい気象条件のもとにある北見市においては、人口減少と少子高齢化の影響はより一層深刻であり、特に高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるうえで様々な生活課題や福祉課題を顕在化させています。

このため、北見市においてはいわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目標として、医療と福祉と介護との連携を強化し、日常生活圏域を基盤とした地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが開始されていますが、北見市社会福祉協議会においても地域において支援を必要とする人々の多様で複合的な生活課題を解決するため、第3期地域福祉実践計画が掲げる「ともに支え合う・安心・安全・福祉のまちづくり」という活動理念の実現に向け、会員組織としての社協の強みを生かした地域福祉活動を強化し、住民同士が支え・支え合える地域づくりを進めてまいります。

本会では、これらの考え方を基本とし、以下の重点方針に基づき、各課・支所が一丸となって、平成30年度事業を推進してまいります。

## 2 重点方針

### 1. 地域の福祉課題や困りごとの解決に向けた包括的な支援体制の構築・実現

地域の福祉課題や困りごとの解決に向け、日常生活圏域ごとに設置されている第2層協議体を中心として、住民同士による新たな支え合いの仕組みづくりとその活動支援に努めてまいります。

また、住民同士による見守りや支え合い活動を担う生活支援ボランティアの養成に取り組むほか、身近な地域において高齢者や障がい者等が集う「いきいきふれあいサロン活動」のさらなる活性化に向け、その活動を支援します。

さらに、社会的な孤立や生活の困窮など制度の狭間にある方々への自立支援においては、相談者の課題に寄り添いながら、他機関等との連携による包括的な支援に努めるとともに、平成30年度より新たに家計支援事業に取り組んでまいります。

なお、第7期介護保険事業計画に位置付けられた日常生活圏域の見直しと地域包括支援センターのあり方については、地域包括ケア体制をより一層充実・強化する観点に立って積極的な提言を行ってまいります。

### 2. 住み慣れた地域での暮らしを支える権利擁護事業の充実・強化

身近な地域で被後見人等の暮らしを支える市民後見人の養成については、これまで2期にわたって取り組んできましたが、市内で最も高齢化率が高く、今後、成年後見制度利用の高まりが予測される留辺蘂地域において第3期目となる市民後見人養成研修を実施します。

また、第1期・第2期養成研修を修了し、法人後見支援員として登録・活動している方々が結成予定の「市民後見人の会」との連携及びその活動支援を行うとともに、他機関との協働による成年後見制度の利用促進に取り組むなど地域における権利擁護機関として、より一層成年後見支援センター機能を発揮してまいります。

さらに、成年後見制度の利用には至らないものの福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理が必要な方々の在宅生活を支えるため、引き続き日常生活自立支援事業の利用促進に努めてまいります。

### 3. 社会福祉法人制度改革への適切な対応と安定的な法人経営の推進

社会福祉法人制度改革において求められている経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上といった取り組みとともに、地域における公益的な事業を積極的に推進し、地域に理解され信頼される法人運営を進めてまいります。

また、平成30年度における介護報酬・障害福祉サービス報酬の改定に対応し、より質の高い介護サービスや総合事業に基づく介護予防・生活支援サービスの提供に努めるとともに、サービスを担う介護人材の確保と計画的な養成を図りながら介護事業所の安定的な経営に取り組んでまいります。

さらに、平成30年度予定されている改正障害者総合支援法の施行や生活困窮者自立支援制度の見直し等の動向に適切に対応し、障がい者の理解促進や地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

### 3 事業推進計画

#### I. 地域福祉事業

住民をはじめとした地域福祉に関わる様々な主体との協働による「人づくり」・「つながりづくり」・「場づくり」に取り組みます。

生活の支援を必要とする高齢者の増加とともに、核家族化や孤立化が進んでおり、誰もがつながり支え合える「身近な地域の居場所」づくりがますます重要となっています。

このため、「いきいきふれあいサロン」の開設と活動支援に努めるとともに、社会的な孤立など制度の狭間にあって、必要な支援に結びついていない方々を見守り支え合う居場所づくりに向け、その必要性やあり方を市民や関係機関等と広く共有する研修会の開催など、活性化に向けた理解醸成への取り組みを推進します。

また、高齢者等が住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域づくりに向け、支援を必要とする人の困りごとを早期に発見し必要な支援に繋ぐことができるように、地域住民による日常の見守りや支え合いが行われる仕組みづくりを、第2層協議体と生活支援コーディネーターを中心として進めます。

#### 1. 高齢者福祉事業

- (1) 鍵預かりサービスモデル事業（本所）
- (2) 高齢者団体福祉活動助成事業（本所）（H29 見込 12 団体/H30 予定 15 団体）
- (3) ふれあいサービス事業（端野・常呂・留辺薬支所）

区 分	事 業 名	H29 見込	H30 予定
端 野	ふれあい食事会	年 2 回	年 2 回
	ふれあいバス旅行	年 1 回	年 1 回
	ふれあい郵便（社協事業等の情報提供・案内）	年 12 回	年 12 回
	声かけ訪問（または電話）	月 1 回	月 1 回
	愛の訪問（登録者への誕生日祝品贈呈）		
常 呂	ふれあい食事会（ふれあいクリスマス会）	年 5 回	年 4 回
	ふれあい郵便（誕生カード・残暑見舞い・年賀状）	年 3 回	年 3 回
	安心訪問	年 5 回	年 4 回
	安心声かけ電話サービス「おしゃべり電話」	週 3 回	週 3 回
留辺薬	いきいきふれあいの集い（運営委員会方式）	年 23 回	年 23 回

- (4) 介護用品給付事業（常呂支所）
- (5) 敬老祝品事業（留辺薬支所）

#### 2. 障がい者福祉事業

- (1) 障がい者自立者表彰
- (2) ふれあい広場（本所・端野・留辺薬支所）

本 所	福祉体験・展示、交流、ふれあいの店等	年 1 回	実行委員会形式
端 野	語らいの広場	年 1 回	実行委員会形式を検討
留辺薬	チャリティーバザー、芸能発表会	年 2 回	実行委員会形式

- (3) 障がい児童のいる世帯支援事業（常呂支所）
- (4) 障がい者ネットワーク「常呂ささえてネット」（常呂支所）
- (5) ワークサポート事業（常呂支所）

### 3. 児童・青少年福祉事業

- (1) 子ども会活動への支援（本所・端野支所）

### 4. ひとり親家庭福祉事業

- (1) 児童のいるひとり親世帯支援事業（常呂支所）

### 5. 小地域ネットワーク事業

- (1) 地域福祉活動合同推進本部の運営（本所）

- ①地域福祉活動合同推進本部（本部・事務局）会議の開催
- ②地域福祉活動研修会の開催

- (2) 町内会（自治会）福祉活動の推進

- ①町内会福祉活動助成事業（H29 見込 5 単位町内会/H30 予定 5 単位町内会）
- ②町内会（自治会）対象の研修会（H29 見込 6 自治会連合会/H30 予定 8 自治会連合会）
- ③小地域ネットワーク研修会（端野支所・留辺蘂支所）
- ④出前サロンいきいき（常呂支所）

- (3) サロン事業の推進

- ①いきいきふれあいサロン事業（H29 見込 33 団体/H30 予定 38 団体）
- ②いきいきふれあいサロンの立ち上げ支援
- ③いきいきふれあいサロン事業代表者会議及び実践者交流会  
内容：サロン間の情報交換やネットワークづくり等を推進する。
- ④いきいきふれあいサロンや居場所づくりの推進に向けた調査【本所・新規】
- ⑤サロン参加促進事業【留辺蘂・新規】  
内容：既存サロン等への参加の機会や、新たなサロンの立ち上げに繋がるような交流の場を開催。
- ⑥介護予防サポーター養成講座（市と共催）
- ⑦「みんなの広場」事業（常呂支所）

### 6. 子育て支援事業

- (1) 子育てサポート事業の実施（常呂支所）

- ①臨時的託児サービス「スキップ」事業
- ②木のおもちゃ・ベビー用品整備・貸出事業

品 目	ベビーベッド・ベビーバス・チャイルドシート・ベビーゲート等
-----	-------------------------------

### 7. 結婚相談事業

- (1) 結婚相談所の運営及び結婚相談事業の推進

### 8. 地域援助事業

- (1) 会員弔意事業（端野・常呂・留辺蘂支所）

端 野	弔意品（ロウソクセット）
常 呂	弔意品（ロウソクセット）【新規】
留辺蘂	供花料

## 9. 共同募金助成事業

### (1) 福祉団体等運営費助成事業

区 分	本 所	端 野	常 呂	留辺蘂
H29 見込	25 団体	5 団体	0 団体	3 団体
H30 予定	25 団体	5 団体	1 団体	3 団体

### (2) 歳末たすけあい見舞金贈呈事業

区 分	本 所	端 野	常 呂	留辺蘂
H29 見込	137 名	3 名	4 名	26 名
H30 予定	140 名	5 名	5 名	30 名

### (3) 福祉団体等歳末助成事業

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度 (予定)
本 所	11 団体	12 団体

### (4) 在宅介護者訪問事業 (常呂支所)

## 10. 福祉ショップ事業

### (1) みんなのふれあい福祉ショップ『テルベ』の運営 (管内の障がい者 10 施設が出店)

## 11. ボランティア事業

### (1) ボランティア市民活動センターの運営

- ① ボランティア派遣需給調整業務の推進
- ② ボランティアアシスタント・ボランティアアドバイザー業務の推進 (本所)
- ③ ボランティア市民活動センター運営委員会の開催 (本所・常呂支所)
- ④ スマイル届け隊 (出張講座等) の推進
- ⑤ 個人・団体ボランティアとの交流・情報交換の場づくり (本所・端野支所・留辺蘂支所)
- ⑥ 支え合いの地域づくりを推進するボランティア等の活動支援
  - ・ 思いやり届け隊 (本所 窓ふき・食事作り・食材提供ボランティア)
  - ・ まごの手届け隊 (常呂 窓ふきボランティア)
- ⑦ ボランティア交流会の開催 (本所・常呂)

### (2) ボランティア登録事業の推進

- ① 個人・団体および災害ボランティアの登録促進
- ② 登録説明用パンフレットの整備・活用
- ③ ボランティア活動保険及びボランティア行事用保険の加入促進

### (3) 養成・研修事業の推進

#### ① 各種ボランティア講座の開催

区 分	講 座 名	H29 見込	H30 予定
本 所	ボランティア基礎講座	年 1 回	年 1 回
	車いす・ガイドヘルプ講座	年 1 回	年 1 回
	お話しボランティア講座		年 1 回
	集いの場づくり講座		年 2 回
端 野	ボランティア養成講座	年 1 回	年 1 回
常 呂	ボランティア養成講座	年 2 回	年 2 回
留辺蘂	ボランティア養成講座	年 1 回	年 1 回

#### ② その他、各種研修会・大会への派遣・参加

(4) 市民啓発推進事業の実施

①多様な広報媒体を通じた積極的な情報提供

区 分	広 報 名	H29 見込	H30 予定
本 所・端 野 常 呂・留辺蘂	パンフレット・ホームページ・フェイスブック	随 時	随 時
本 所	個人・団体登録ボランティア情報紙「散歩道」	年 12 回	年 12 回
	北見市ボランティア市民活動センター情報紙 「スマイル」	年 4 回	年 4 回
	ボランティアアドバイザー情報紙	年 4 回	年 4 回
	視覚障がい者情報紙「まど」	年 6 回	年 6 回
端 野	社協だより地域版と併せた広報・啓発活動	年 4 回	年 4 回
常 呂	ボランティア情報紙「ぺったんこ」	年 12 回	年 12 回
留辺蘂	社協だより地域版と併せた広報・啓発活動	年 3 回	年 3 回

②各種啓発チラシ及び文集の作成と収集・配布

③児童・生徒福祉作文コンクールの実施

④ぺったんこフェスタの開催（児童・生徒等の障がい疑似体験）（常呂支所）

(5) 災害ボランティアセンターの整備

①市民及び災害ボランティア活動団体との協働

②北見市防災総合訓練への参加

(6) 調査・研究事業の実施

①ボランティア等社会資源に関する実態調査の実施

②ボランティア派遣ニーズ調整会議の開催

③福祉教育実践校・ボランティア協力校事業の推進（H29 見込 14 校/H30 予定 16 校）

④小中高校における総合学習（福祉教育）への支援

⑤学生ボランティア活動への支援・育成

⑥児童・生徒を対象とした体験学習会開催の支援（本所）

(7) 関係団体との連携

①生活支援体制整備事業 第2層協議体への協力【新規】

②北見市福祉の街づくり会議、重度身体障がい者「スマイル@カレッジ」への援助・協力（本所）

③視覚障がい者「おしゃべりの集い」に対する活動支援（本所）

④ボランティア団体との協働

(8) オホーツク管内ボランティア活動の促進

①オホーツク圏ボランティア活動推進会議への出席（本所）

②近郊市町と連携したボランティア研修会等の開催

1 2. 福祉人材バンク事業の推進（本所）

(1) 啓発・広報事業の実施

①広報媒体を利用した求職・求人募集広告の掲載（毎月）

②インターネットによる求人情報の提供

(2) 養成・研修事業の実施

①地域福祉を推進する相談援助専門職等の育成支援【新規】

②福祉マンパワー活用講習会の開催



- ③福祉養成校との共催による効果的な福祉職場相談会の開催
- (3) 需給調整事業の実施
  - ①求人・求職の開拓・登録及び就労の促進
  - ②求職登録者への情報の提供（毎月）と福祉サービスに関する相談
  - ③キャリア支援専門員の配置による就労支援の強化
- (4) 関係機関との連携
  - ①北海道福祉人材センター及び道内各福祉人材バンクとの連携
  - ②ハローワークとの連携及び出張相談の実施
  - ③各種研修会・連絡会議への参加

### 1 3. 要援護高齢者等福祉サービス事業

#### (1) 安否確認事業

本 所・端 野	乳酸菌飲料の配達により実施（原則週3回、月・水・金曜日）
常 呂・留辺蘂	電話により実施（月・水・金曜日）

#### (2) 介護用具貸与事業

品 目	電動ベッド・車椅子・エアーマット
-----	------------------

- (3) 緊急通報システム設置事業
- (4) 除雪サービス事業
- (5) 寝具乾燥サービス事業
- (6) 訪問理美容事業
- (7) ひとり暮らし高齢者世帯等除雪地域活動支援・普及事業（除雪機貸与）

### 1 4. 重度身体障害者移送サービス事業

- (1) リフト付バス移送サービス事業の推進（本所・常呂支所）

### 1 5. 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業（本所）

- (1) 入居者からの生活相談の対応
- (2) 訪問及び電話による安否確認の実施（朝・夕）
- (3) 生活困難時の一時的な家事援助の実施
- (4) 緊急時の連絡体制の整備と緊急対応の実施
- (5) 地域とのコミュニティーづくりを目的とする団らん室の活用
- (6) 入居者への各種講座や交流会の開催
- (7) 高齢者生活相談所の管理

### 1 6. 地域包括支援センター事業（北部地区、常呂地区、留辺蘂・温根湯温泉地区）

- (1) 介護予防ケアマネジメント業務の推進
- (2) 総合相談・支援事業の推進
- (3) 権利擁護事業の推進
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務の推進
- (5) 介護予防教室、家族介護教室、家族介護者交流会の実施
- (6) 多職種連携によるネットワークの構築
- (7) 生活支援体制整備事業の推進【新規】
  - ①地域の高齢者支援ニーズ及び地域資源の把握、問題提起
  - ②生活支援・介護予防サービスの資源開発
  - ③支援やサービスの担い手となるボランティア等の育成
  - ④高齢者等が担い手として活躍する場の確保

- ⑤関係者間のネットワーク化・連携・協働の体制づくり
- ⑥多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組の推進
- ⑦地域の高齢者支援ニーズとサービスのマッチング
- (8) 認知症総合支援事業の推進
  - ①認知症に関する相談支援、支援体制の構築
  - ②認知症に係る課題整理と検討
  - ③認知症サポーター養成講座の開催
  - ④行方不明者捜索模擬訓練の開催
  - ⑤認知症キャラバンメイトとの連携及び支援
  - ⑥認知症ケアパスの検討・作成
  - ⑦認知症カフェのあり方等の検討
  - ⑧認知症に関係する家族会、カフェ等の周知、支援、参加
  - ⑨医療、介護等関係機関との連携及びネットワーク構築
  - ⑩認知症疾患医療センターや精神科医療機関、もの忘れ外来実施医療機関との連携
  - ⑪病院、施設、在宅等での事例検討の他職種協働研修会
  - ⑫認知症に関係するボランティア、団体、事業所との連携及び支援
  - ⑬認知症予防事業への関わり
- (9) 認知症初期集中支援チームの設置
- (10) 職員の各種研修会への参加
- (11) 地域密着型運営推進会議への参加
- (12) 地域包括支援センター（高齢者相談支援センター）に関する広報活動
- (13) 関係機関・団体・サービス事業所等との連携

## 17. 端野地区在宅介護支援センター事業

- (1) 地域の高齢者実態把握活動及び相談・支援
- (2) 保健・福祉サービスの情報提供及び啓発
- (3) 各種研修会や地域包括ケア会議への参加
- (4) 東部・端野地区地域包括支援センター及び他事業所等との連携

## 18. その他の事業

- (1) 広報活動の推進
  - ①社協だより（全市版・年4回）の発行
  - ②社協だより（地域版）の発行

端野	年4回	常呂	年12回	留辺蘂	年3回
----	-----	----	------	-----	-----

- ③ホームページ・フェイスブック等による情報発信
- (2) 自主財源造成事業

本所	ふれあいの夕べ	実行委員会形式
常呂	ふれあいパーティー	実行委員会形式

- (3) 共同募金運動への積極的な協力
  - ①共同募金運動の実施
  - ②歳末たすけあい運動の実施
  - ③北見市共同募金委員会の運営
- (4) 福祉団体事務・事業への協力

(5) 備品貸出事業

本 所	車いす・高齢者疑似体験セット・視聴覚教材（ビデオ・DVD等）・行事用テント・プロジェクター・スクリーン等・子ども用車いすの整備【新規】
端 野	車いす
常 呂	車いす・電動ベッド・歩行器・行事用テント等
留辺蘂	車いす・行事用テント

## II. 生活支援事業

生活支援及び権利擁護に関する相談支援機関として、誰もが住みなれた地域で安心して生活ができるようサポートしてまいります。

高齢や障がいなどにより判断能力が低下し、日々の生活に不安を抱える方が適切な福祉サービスの利用ができるよう日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用支援など、地域で支える権利擁護の推進に努めます。

また、生活の困窮など悩み事の相談をお受けし、社会的な自立が図れるよう相談者に寄り添った包括的かつ継続的な支援を行うとともに、経済的に困窮している方に対しては、応急援護資金、生活福祉資金の貸付や、新たに「安心サポート事業」の実施に向け北海道社会福祉協議会や関係機関と連携を図り適切な支援に努めます。

### 1. 応急援護資金貸付事業

失業や生活保護費受給前で一時的に生活費が不足する世帯の相談をお受けし、応急援護資金の貸付を行います。

#### (1) 応急援護資金の貸付

年度	件数	金 額	年度	件数	金 額
H30.2現在	139件	3,017,000円	H30予定	160件	3,540,000円

### 2. 生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金の相談から申請受付、償還に至るまで、北海道社会福祉協議会と連携し適切な貸付業務を行います。また、生活福祉資金貸付世帯への支援をいただく民生委員との情報共有に努め、世帯の見守りなどの支援を行います。

#### (1) 生活福祉資金及び特別生活資金の相談及び申請受付

年度	福祉資金	教育支援資金	緊急小口資金	合 計
H30.2現在	3件	20件	4件	27件
H30予定	4件	23件	5件	32件

#### (2) 関係機関との連携強化

### 3. 安心サポート事業【新規】

既存の福祉制度や支援には当てはまらず、他の手だてのない急迫性を有する状況に陥っている世帯に対し、食料やライフラインなどの料金の支払いを支援することで一定の生活の安定が見込める場合、自立に向けた相談や支援につなげることを条件として、経済的援助（現物給付）を行う「安心サポート事業」に取り組みます。

取り組みに当たっては、適切な支援に繋がるよう北海道社会福祉協議会や市内の社会福祉法人と連携し実施します。

#### (1) 相談支援及び経済的援助

支援予定	6件	給付上限額	1世帯	30,000円
------	----	-------	-----	---------

#### (2) 安心サポート事業参加法人との連携、情報の共有

#### 4. 相談事業

困りごとなど福祉全般の相談を受け、解決に向けた提案や各専門機関相談窓口の紹介を行います。

- (1) 福祉総合相談事業の実施（心配ごと相談）

#### 5. 自立支援センター事業

生活に困窮する世帯が抱えている様々な課題を受け止め、課題解決に向けた「伴走型の支援」を行います。来所による相談だけではなく地域に出向いた相談をはじめ、ハローワーク等への同行支援、関係機関と連携したネットワーク型の支援に努めます。

- (1) 生活困窮に係る総合相談及び支援

H30.2現在	183件	H30予定	195件
---------	------	-------	------

- (2) 家計相談支援の実施【新規】

家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再建をめざす家計相談支援を行います。相談に当たっては、家計表の作成をとおして相談者自身が家計の背景にある課題を把握し、家計を管理する力を身に付けることができるよう支援してまいります。

H30 予定	9 件
--------	-----

- (3) 就労支援の実施  
(4) 訪問支援（アウトリーチ）の実施  
(5) ケース検討会議及び支援調整会議の開催  
(6) 関係機関との連携強化及び新たなネットワークの構築  
(7) 生活困窮実態把握調査の実施  
(8) 生活困窮者自立支援制度の普及啓発（市民向けセミナーの開催）  
(9) オホーツク管内自立相談支援機関との連携

#### 6. 法人後見事業

法定後見を受任し、法人後見支援員とともに被後見人等の支援に努めます。

- (1) 法人後見の受任（事業開始からの受任総数 25 件）

H29 受任数	23 件	2 件は死亡により職務終了
H30 予定数	28 件	新規受任予定件数 5 件

- (2) 法人後見支援員の登録と活動支援

H29 登録者数	35 名	うち活動人数	22 名
----------	------	--------	------

#### 7. 成年後見支援センター事業

判断能力が不十分で成年後見制度による権利擁護が必要な方やその家族からの相談を受け、制度利用への支援を行います。また、成年後見制度の普及啓発のためフォーラム等を開催するほか、地域における権利擁護体制の強化に向け第 3 期市民後見人養成講座を開催するとともに養成講座終了者を対象に継続的なフォローアップ研修を実施します。

- (1) 成年後見制度に係る相談及び支援  
(2) 成年後見制度の普及啓発  
①パンフレットの作成

(3) 市民後見人の養成と活動支援

①第3回市民後見人養成講座の開催

開催時期	平成30年9月から10月（全10日間程度）を予定
講師	弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職のほか市内関係機関等の専門職
募集	全市民を対象。重点的に留辺蘂自治区住民には参加の呼び掛けを行います。 参加人数は15名程度を予定。

②市民後見人向けフォローアップ講座の開催

(4) 市長申立に係る手続き支援

H30.2実績	10件（申立準備5件）	H30 予定	10件（申立準備5件）
---------	-------------	--------	-------------

(5) 運営委員会及び審査検討会の開催

(6) 専門職による無料相談の実施（弁護士・司法書士・社会福祉士）

(7) 相談支援機関との連携

(8) 市民後見人の個人受任に向けた関係機関との調整

(9) オホーツク管内市民後見人活動交流会への参加

(10) 市民後見人の会との連携【新規】

内容：市民後見人養成講座修了者による「きたみ市民後見人の会」との連携と活動支援に努めます。

(11) 成年後見制度の利用ニーズ調査の実施【新規】

内容：成年後見支援センターの開設から5年目に当たり、成年後見制度の利用促進に向け、市と連携のうえ後見利用ニーズ等の調査を実施します。

## 8. 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分なため日常生活に不安がある方が地域で安心して生活ができるように福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行います。

また、生活支援員のスキルアップのための研修会を実施するなど支援体制の充実に努めます。

(1) 福祉サービス利用援助等の実施

H29 利用件数	26件	うち2件途中解約
H30 利用予定数	28件	

(2) 生活支援員の登録と活動支援

H29 登録者数	30名	うち活動人数15名
----------	-----	-----------

## III. 在宅福祉事業

介護保険事業や障害者総合支援事業等の介護サービスを実施する「ヘルパーステーション」と「居宅介護支援事業所」では、事業所再編以降、柔軟な職員調整と効率的な業務分担に心掛け市内全地域への均衡ある対応に努めてまいりました。

今年度においては、介護保険法や障害者総合支援法の改正に対応し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に向けた取り組みの強化が求められることから、地域における様々な医療・保健・福祉等の他職種機関との連携強化を図り、より一層、信頼いただける質の高いサービスの提供に努めてまいります。

さらに、介護・障害福祉サービスの報酬改定の影響や介護人材の確保が厳しい状況下において、持続可能な経営や職員が長く定着できる働きやすい職場環境づくりに取り組むなど健全な事業所運営に努めてまいります。

## 1. ヘルパーステーション事業（介護保険事業他）

- (1) 介護保険事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- (2) 障害者総合支援事業及び地域生活援助事業（移動支援）の実施
- (3) 生活管理指導員派遣事業（自立者支援）の実施
- (4) 子育て支援世帯の養育支援訪問事業の実施
- (5) 福祉有償運送事業の実施（本所・常呂支所）
- (6) 自己負担等による訪問介護事業の実施
- (7) 職員研修の実施及び各種研修会への参加
- (8) 関係機関・事業所等との連携
- (9) ヘルパーステーション事業にかかる広報活動の実施
- (10) 介護保険法及び障害者総合支援法改正に対応する健全運営にかかる研究・協議
- (11) 事業所の介護サービス情報の公表

## 2. 居宅介護支援事業（中央地区・常呂地区）

- (1) 居宅サービス計画の作成及びサービスの利用管理
- (2) サービス利用関係者によるケアカンファレンスの実施及び参加
- (3) サービス利用にかかるモニタリングの実施
- (4) 介護保険サービス利用にかかる代行申請業務の実施
- (5) 居宅生活にかかる相談・情報提供
- (6) 要介護認定調査の実施
- (7) 福祉サービスにかかる利用計画書の作成
- (8) 予防給付ケアマネジメント業務等の実施（地域包括支援センターから受託）
- (9) 職員研修の実施及び各種研修会への参加

## 3. 端野デイサービスセンター事業

- (1) 通所介護事業の実施
- (2) 介護予防・日常生活支援事業の実施
- (3) 基準該当生活介護事業の実施
- (4) 障がい者日中一時支援事業の実施
- (5) 職員の各種研修会への参加
- (6) ボランティアの積極的な受入れ

## IV. 法人運営事業

地域福祉の主たる担い手としてふさわしい法人運営と地域公益的な事業実施に向け、自主財源の増強や介護事業の経営改善対策をはじめ補助金や受託金など公的財源の確保に努めるなど、経営基盤の安定・強化に取り組みます。

また、理事会・評議員会、正副会長会議、地域福祉推進委員会等の開催を通して社会福祉法人に求められている経営組織の透明性の確保やガバナンスの強化など、地域に理解され信頼される法人経営に取り組んでまいります。

### 1. 法人の適切な運営

- (1) 理事会の開催（適時）
- (2) 定時評議員会、臨時評議員会の開催
- (3) 正副会長会議の開催（隔月）
- (4) 定例監査の実施（年4回）
- (5) 課長・支所長会議の開催（例月）

- (6) 地域福祉推進委員会の開催（端野・常呂・留辺蘂支所）
- (7) 法律顧問及び会計顧問の設置
- (8) 北見市及び民生委員児童委員協議会、自治会連絡協議会、老人クラブ連合会、市内社会福祉法人等との連携
- (9) 役員研修の実施
- (10) 職員の専門性を高める研修の実施と資格取得の奨励
- (11) 職員衛生委員会の開催と産業医の職場巡視
- (12) 職員給与のあり方についての研究・検討の継続
- (13) 社会福祉士相談援助実習生の受入(2名)

## 2. 財政強化の推進

- (1) 社協会員加入（普通会员・賛助会員）の拡大促進
- (2) 自主財源増強に向けた取り組み強化
- (3) 財政健全化対策の推進

## 3. 指定管理施設の適切な運営

指定管理施設の運営においては利用者が安心して利用できるように管理業務を実施します。

- (1) 総合福祉会館管理経営事業（本所）
- (2) 老人いこいの家管理経営事業（常呂支所）
- (3) はあとふるプラザ管理経営事業（留辺蘂支所）

## 4. 障がい者社会参加促進事業

- (1) 障がい者の社会参加促進を図るため、芸術・文化講座の実施（本所）
  - ①講座内容：水泳・歌謡・民謡・詩吟・ソーイング・革工芸・絵手紙・料理・パソコン・笑いヨガ【新規】

## 5. コミュニケーション支援事業

- (1) 点訳及び朗読奉仕員の養成講座の実施（本所）